

若者・女性活躍推進モデル工事実施要領

1. 目的

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界において若手・女性技術者や技能者を確保・育成していくことが必要である。

本要領は、受注者が34歳以下の若者（以下、「若者」という。）や女性を積極的に現場に配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者や技能者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする「若者・女性活躍推進モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

2. 概要

若者又は女性を、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

また、モデル工事においては、下記3項目の実施を必須とする。

- (1) 週休2日工事の実施（4週8休以上の現場閉所（休日））
- (2) 快適トイレの設置
- (3) 現場職業体験会の開催

3. 対象工事

和歌山県国土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。ただし、災害復旧工事等緊急を要する工事は除く。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事
- (2) 上半期中に発注する工事
- (3) 現場職業体験会を実施するための十分なスペースを確保できる工事

4. 総合評価落札方式による評価方法

- (1) 上記2.に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第1号様式）により行うものとする。
- (2) 評価項目「担い手確保」については、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有する若者又は女性を評価の対象とする。

ただし、監理技術者等及び現場代理人は工事完成までの全期間、作業員は従事作業にかかる全ての稼働日に配置することを加点の条件とする。

5. 実施の流れ

【発注時】

- (1) 発注者は、特記仕様書（別紙1）により本要領の対象工事であることを明示する。
- (2) 発注者は、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」において落札者を決定する工事であることを公告に記載するとともに、技術提案作成要領（別紙2）を入札公告に添付する。

【工事の契約後から竣工まで】

- (3) 受注者は、以下の6.から8.に規定する「週休2日工事の実施」、「快適トイレの設置」及び「現場職業体験会の開催」を実施する。

- (4) 受注者は、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出する。(作業員を加点評価された場合に限る。)

6. 週休2日工事の実施

(1) 週休2日の定義

週休2日工事実施要領3. の規定に基づく。

(2) 実施の流れ

【発注時】

- ① 発注者は、週休2日工事実施要領5. の規定に基づき、「月単位」の4週8休以上にかかる経費を計上することとし、計上方法を特記仕様書に明示する。

ただし、港湾事業及び漁港事業は「通期」の4週8休以上の補正係数とする。

【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、週休2日の確保を考慮した計画工程表を監督員に提出する。

- ③ 受注者は、現場閉所(休日)の確保状況を週休2日工事実施要領の別紙2、実施工程表、工事日誌等により監督員に報告する。

- ④ 発注者は、4週8休の達成状況に応じて、週休2日工事実施要領5. の規定に基づき、費用の変更を行う。

- ⑤ 和歌山県県土整備部工事成績評定要領により、工事成績評定での加点を行う。

(3) 週休2日の確認方法

週休2日工事実施要領7. の規定に基づく。

(4) 週休2日の評価方法

週休2日工事実施要領8. の規定に基づく。

(5) 週休2日工事実施の掲示

週休2日工事実施要領9. の規定に基づく。

7. 快適トイレの設置

(1) 快適トイレの仕様

快適トイレを設置する試行工事実施要領(以下、「快適トイレ実施要領」という。)3. の規定に基づく。

(2) 実施の流れ

【発注時】

- ① 発注者は、快適トイレに要する費用として、快適トイレ実施要領5. に規定されている男女別で1基ずつ計2基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、計上方法を特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出する。また、設置前に「快適トイレチェックシート」(快適トイレ実施要領様式-1)に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。

- ③ 監督員は、設置前に提出された資料を基に、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。

- ④ 監督員は、設置された快適トイレを現場又は机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

- ⑤ 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監

督員に提出する。

- ⑥ 監督員は、提出された見積りを基に、快適トイレ設置に要する費用を変更する。(積算方法は、快適トイレ実施要領5. の規定に基づく。)
- ⑦ 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

(3) 配慮事項

快適トイレ実施要領6. の規定に基づく。

8. 現場職業体験会の開催

(1) 現場職業体験会の開催の目的

現場職業体験会の開催は、受注者が若者や女性及びその保護者等を対象とした現場職業体験会を開催し、若者や女性の建設業への入職を促進することを目的とする。

(2) 実施の流れ

【発注時】

- ① 発注者は、現場職業体験会の開催にかかる費用は、変更協議の対象とすることを特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

- ② 受注者は、現場職業体験会の開催方法を施工計画書に記載し、監督員に提出する。
- ③ 受注者は、現場職業体験会の開催に要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。
- ④ 監督員は、提出された見積りを基に、現場職業体験会の開催に要した費用を現場環境改善費に計上する。

(3) その他

原則、現場において職業体験会を実施することとするが、参加者から申し出を受け、発注者が適当と認めた場合に限り、受注者と監督員で協議を行い、Web形式や建設業の魅力発信に関する動画を作成し配布する等の形式に変更することができる。

9. 評価内容の担保等

配置予定者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

扱い手確保の項目において加点評価された場合の技術提案不履行時におけるペナルティは、工事成績の減点を行うこととする。減点は、法令遵守等違反の5. 文書注意の一8点を採用する。なお、作業員の現場従事日数について、提案時の予定日数を下回った場合でも受注者の責によらないときは減点しないこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、週休2日に取り組まなかつた場合、快適トイレを設置しなかつた場合又は現場職業体験会を開催しなかつた場合については、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第1第2項(4)イを適用することとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

この要領は、令和4年6月8日から適用する。

この要領は、令和5年6月1日から適用する。

この要領は、令和6年7月15日から適用する。

(参考)

「週休2日工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/syuukyuu2nichi/d00156883.html>)

「快適トイレを設置する試行工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>)